

令和2年4月10日

第25回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年4月10日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年4月10日（金曜日） 午後2時03分

4. 議案

- 議案第129号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第130号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第131号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第132号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第133号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
 議案第134号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 報告第86号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第87号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第88号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第89号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志
8 番 窪 寺 洋 志	9 番 高 坂 繁 光	10 番 齊 藤 光 朗
11 番 佐 藤 紘 一	12 番 澤 田 今日一	13 番 堤 武 久
14 番 奈良岡 めぐみ	15 番 西 澤 清 光	17 番 福 士 修 身
18 番 福 田 公 夫	19 番 安 田 昌 樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

16 番 西 塚 伸		
------------	--	--

7. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	永 澤 治	事 務 局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	太 田 年 紀
主 幹	櫻 田 正	主 事	舘 岡 進 太 郎

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に、事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として当農業委員会の運営について検討を行った結果、第25回青森市農業委員会月例総会より当分の間、農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員の出席を求めないこととした旨を説明)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から第25回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中17名が出席しております。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。1番秋谷進委員、2番穴水佳行委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 129 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 7 件、賃借権設定が 17 件及び使用貸借権設定が 3 件、合計 27 件です。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 9 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、労力不足などの理由で、譲受人又は借主については、自作地の拡張などの理由となっております。なお、所有権移転 151 番、賃借権 155 番については、新規就農者です。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のとおりであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、9 ページ目の使用貸借権設定の申請番号 22 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（大柳壽憲委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、使用貸借権設定の申請番号 22 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

使用貸借権設定の申請番号 22 番について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、許可することに決定いたします。大柳壽憲委員を入場させてください。

(大柳壽憲委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
次に、2 ページ目の所有権 151 番を審議しますが、申請者は新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議お願いいたします。
では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
まず簡単に、自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏
こんにちは、●●●●と申します。申請に至った理由といたしましては、今まで小さい規模でピーマンやトマトなど家庭菜園的な事をしておりましたが、この度ご縁がございまして、畑を譲ってくださるとのことでございましたので、本格的に畑をつくってみようという思いに至りました。作付けにつきましては、毛豆とみょうがをやってみたいと思っております。各々30a、1aから始めたいと思っております。毛豆につきましては、連作障害と栽培について大変注意が必要であり、そのような事も含めて、青森就農サポートセンターからの教えをいただきながら畑づくりをして参りたいと思っております。将来は枝豆もぎ取り機の購入も考えており、また、みょうがも作付面積を増やして、毛豆も収穫の量を増やしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願いいたします。質問、意見のある委員は述べてください。
質問、意見ございませんか。はい齊藤委員。

○10 番 (齊藤光朗委員)
10 番齊藤ですけれども、●●さんにお聞きしたいのは、自宅とほ場というか、畑までの距離はどれくらい。

○●●●●氏

距離は自宅から 2.5km 程、時間にいたしまして車で 3 分位でございます。

○10 番（齊藤光朗委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他に質問ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

佐藤委員、質問、意見ございませんか。

（無いそうです という声あり）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、4 ページ目の賃借権 155 番を審議しますが、申請者は新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議お願いいたします。

では、申請者である株式会社ケン・プラスを入場させてください。

（株式会社ケン・プラス 代表取締役 上野耕一氏、株式会社ケン・プラス ●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ケン・プラスさん。まず、法人名、自己の役職及び氏名、法人の目的とこの法人が申請に至った理由等をお願いいたします。

○株式会社ケン・プラス 代表取締役 上野耕一氏

会社名はケン・プラスと申します。代表取締役をやっております上野と申します。お願いいたします。至った理由ですが、●●さんが農業経営主となり耕作してきましたが、私も数年にわたり農作業の手伝いをして参りました。近年、●●さんが高齢となり、親族に農業従事者がいないため、私とその農地を借り耕作をすることになりました。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、法人としてこれからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願ひします。質問、意見のある委員は述べてください。

○10番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10番（齊藤光朗委員）

10番齊藤ですけれども、まずケン・プラスという会社がどのような仕事をしているのかと、これでいきますと農業に従事するのが150日と100日ということで、兼業のような形になるのかと思うのですが、本業とこの兼業と、なんというか新しく農業に参入したというか、会社の一つの柱としようという事なのかお聞かせください。

○株式会社ケン・プラス ●●●●氏

会社はですね、建設業関係もやっています、それで、会社の方で直売所も含めた農業で生産して直売所で販売しようというふうに考えています。これから大いに農業を拡大しようと、地域の皆さんにもこういう拡大に努めていきたいと、そういうふうに思っています。いずれは会社の柱にしようと思います。今現在もシイタケやキクラゲの栽培もやっています、キクイモなんかもやっています。色々そういうのを柱にやっと思っています。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見等ございませんか。

はい堤委員。

○13番（堤武久委員）

●●さんはよく知っていますけれど、猿の被害とかは滝沢地区では無かったですか。

○株式会社ケン・プラス ●●●●氏

狼の尿とか、そういうのを色々プロの方から指導いただいて、色々これからそういう面の投資も考えております。確かに猿、たくさんいます。何十匹もいます。現に春先、人参もやられました。はい、以上です。

○13番（堤武久委員）

頑張ってください。

○株式会社ケン・プラス ●●●●氏

はい、ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見等ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、それでは、株式会社ケン・プラスさん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○株式会社ケン・プラス 代表取締役 上野耕一氏

よろしくお願いします。

（株式会社ケン・プラス 代表取締役 上野耕一氏、株式会社ケン・プラス ●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった使用貸借 22 番を除く本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 130 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 1 件となっております。青森地区の市街化調整区域における申請が 1 件となっております。

それでは、今回の転用案件につきまして、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 130 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 49 番、案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページが法務局にある地図でございます。5 ページ目が土地利用計画図、これが配置図になります。6 ページ目が建物平面図、7 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。8 ページ目が土地の登記簿、9 ページから 10 ページ目が法人の登記簿、11 ページ目が都市計画法の開発行為許可申請書の写しとなっております。開発行為許可申請は今年の 3 月 25 日にて申請済でございます。

議案第 130 号 関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の 2 種農地に判断されます。その他の 2 種農地は、申請に係る農地に代えて、周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる場合は、原則として許可することはできないものとされているところ、第 1 種農地の例外許可事由に該当する場合は許可できるものとされております。このことについては、例外許可事由の一つに、公益性が高いと認められる事業として、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業というものがございます。この土地収用法で土地を収用等することができる事業の一つに、社会福祉法による社会福祉事業というものがございます。社会福祉法につきましては、老人福祉法や介護保険法が入り込みますが、この中に第二種社会福祉事業としての、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護の事業が入っております。この事業を行う施設建設を目的とする本件は、該当することになります。記載については、要介護者と要支援者の両方を対象とするサービスを行いますので、このようになっております。なお、この施設というのは、認知症にかかっておりまして、介護又は支援を必要としている人が共同生活をする際に、その人の状態程度に応じた福祉サービス、例えば、入浴や着

替え、食事の手助けをするところ、そこが住居になるのですけれども、そういった所でございます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載していますとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。一般的な話で申し訳ございません。農地転用許可申請書と開発行為許可申請書、この関係を教えていただければと思います。

○事務局

はい。その関係につきましては、農地法上の農地転用許可申請が必要な一方、都市計画法の開発許可が必要という場合になった際には、国からの、農水省の通達及び国土交通省側でも指針がございます。その通知及び指針の中で、許可自体は同時に行うという事が定められております。許可を同時に行う際において、農地法上の基準として、他法令の許可の見込みがあるということが要件になります。他法令の許可の見込みがあるということを確認するためには、実際に開発許可申請書の写しがあるということをもって、許可があるという見込みをみなしているものでございます。説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

開発行為許可申請は、都市計画法。

○事務局

はい、都市計画法です。

○1番（秋谷進委員）

それに基づいて許可申請を出すと。その時、開発行為を出す目的というのは何なのですか。

○事務局

開発行為を出す目的というのは、都市計画法側の言い方とすれば、認知症対応型共同生活グループホームでございますけれども、グループホームという建築物を建築するための、土地区画形質の変更に関する許可申請という趣旨になります。要は、農地にグループホームを建てますので、その土地の質を変えてしまう事になりますので、その質を変えることについての都市計画法上の許可申請ということになります。

○1 番（秋谷進委員）

では、都市計画区域で開発行為を行う場合は、開発許可を必ず取らなければならない仕組みになっているのですか。

○事務局

それについては、都市計画法上、市街化区域、市街化調整区域、非線引き都市計画区域、都市計画区域外、準都市計画区域というのがございまして、それぞれの区域で必要とされる規模なり用途が細かく定められております。市街化調整区域ですと、まず、用途に関しては都市計画法上許可不要という以外のものはすべて許可が必要ということになります。市街化区域は1,000 m²以上の開発行為がある場合、許可が必要ということになります。以上です。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見等ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、本案について許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 131 号、132 号及び 133 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。
はい、事務局。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の審議に先立ちまして、農用地利用集積計画の取扱いにつきまして、法改正がございましたので、農業政策課からその内容について説明をいただきます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

農政課さん、真ん中に来てもらったほうがいいです。

それでは、農政課さんまず自己紹介をしていただいて、法改正についての説明をお願いいたします。

○農業政策課 佐藤樹技師

青森市農業政策課の佐藤と申します。本日はよろしく申し上げます。それでは、農地中間管理事業に関する手続きについて、今年度より変更となる法改正の概要等をご説明させていただきます。

まず、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正内容についてご説明いたします。皆様に本日お渡ししておりますカラーの 1 枚ものの資料になりますので、そちらをご覧になって説明を聞いていただければと思います。

それでは資料の上段をご覧ください。平成 26 年度に創設された農地中間管理事業によって、国の担い手への農地の集積面積シェアは平成 25 年度の時点で 48.7%、平成 30 年度には 56.2%に上昇しております。そこで国では、令和 5 年度までに担い手への農地集積面積シェアを 8 割とする目標達成のために、令和元年 5 月において関連する法律を一部改正しております。この法改正の内容の一部が令和元年 11 月に施行されまして、農地中間管理事業に関する事務手続きの簡素化が図られました。

簡素化の内容については、資料の中段の図をご覧ください。この内容を説明させていただきますと、これまでは、出し手となる農地所有者から、農地中間管理機構へ農地を貸し付けるために市が公告する集積計画というものと、農地中間管理機構から農地の受け手へ農地を貸し付けるために県が公告する配分計画というものの 2 つで、従来手続きをしておりました。これが従来方式という手続きなのですけれども、この度、法改正により、資料下段の図にありますように、市が策定する集積計画のみで出し手から機構を介して受け手まで農地を転貸する一括方式を選択することが可能になりました。この一括方式の場合は、受け手への転貸時期というのが、従来方式よりも 2 週間程度短縮されることとなります。

なお、農地中間管理機構では、令和2年4月、今月から一括方式による手続きを基本として貸借手続きを行うこととしております。ただ、資料中にあります従来方式の手続きも選択するという事は可能ですので、例えば、既に受け手と契約していた農地が別の受け手に変更となる場合、そういった場合など、出し手から機構への貸付をすぐに行いたい場合、または、すでに従来方式で書類を提出していただいていたけれども、何かしらの理由で審議等が出来なかった案件なども、従来方式は活用していく予定としております。

また、法改正による変更部分は事務手続き上のものであって、皆様に今まで月例総会にて集積計画に関わる審議依頼や配分計画案に関する転貸内容についての意見照会という事を行っていましたが、その内容については今までと同様で、変更はありません。以上で農地中間管理事業の推進に関する法律の改正についての説明を終わります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、農業政策課が行った説明について、質問、意見のある委員は述べてください。
ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、事務局より説明を求めます。

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が8件、利用権設定が2件の合計10件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が11ページから14ページ、利用権設定の案が15ページから16ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものと判断しております。なお、16ページの議案第132号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。

また、17ページ及び18ページの議案第133号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。件数は5件となっております。転貸予定内容につきましては、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、11 ページ目の所有権移転の申請番号 122 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（大柳壽憲委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、所有権移転の申請番号 122 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

所有権移転の申請番号 122 番について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。大柳壽憲委員を入場させてください。

（大柳壽憲委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、16 ページ目の利用権設定 213 番を審議いたしますが、転貸先は新規就農の方です。本日は、転貸先のご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議をお願いいたします。では、転貸先である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

まず簡単に、自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

こんにちは、●●●●と申します。本日はよろしくをお願いいたします。私は会社員をしております。

ましたが、十数年程前から青森市内にいる親戚の農地と一緒に耕作しまして、露地野菜の栽培をしてきました。その中で、野菜の栽培をするのがとても楽しいと感じまして、今回居住している青森市で農地を借りて今まで以上に野菜の様々な栽培方法を学んで農業をしていきたいと思い申請いたしました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。それでは●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願ひします。質問、意見のある委員は述べてください。

はい、佐藤委員。

○11番（佐藤紘一委員）

11番佐藤といいます。●●さんの計画書の中に、支出の肥料とか農薬の項目が無いのですが、もしかして自然農法ですか。どうなのでしょう。肥料、農薬、この作物で使わない。項目をみれば、その項目が無いのですが、支出のね。どうなっているのでしょうか。

○●●●●氏

肥料の方ですけれども、鶏糞のみを使用して。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、安田さんの方に資料が無いそうなので。

（大丈夫です という声あり）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。それではすみません、中断いたしましたが、●●さんお願いいたします。

○●●●●氏

肥料は鶏糞のみを使用しておまして、野菜に対しては農薬、殺菌剤、殺虫剤は使用しております。今年から畑を大きくするので、そこまでの経費どれくらいかかるか算出できていない状態で、これから少しずつ勉強していきたいと思っております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、堤委員。

○13番（堤武久委員）

13番堤です。

○11 番（佐藤紘一委員）

すみません、もう一つお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

そうすれば、先に佐藤委員お願いします。

○11 番（佐藤紘一委員）

販売先といいますか、私らは直売と言っておりますが、直売も様々あります。それこそ会費を払って直売所へ出荷する。あるいは、インターネットで直接、お客さん、消費者に販売する。あるいは自分で車庫とか小屋を作って自分で販売するという非常に様々やり方があるのですが、100%直売という販売になっているのですが、どういう様式なのでしょう。

○●●●●氏

私、十数年前から親戚の土地をお借りして一緒に作らせていただいて、自宅で消費した分もありますけれども、その他の野菜を、すべて自宅の前、車庫の前で無人販売しておりました。2、3年前からですね、渋谷種苗店の方で声をかけていただきまして、出荷、出すようにしております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

佐藤委員よろしいですか。

○11 番（佐藤紘一委員）

最後なのですが、恐縮です。例えばですよ、ちょっと言いにくいのですが、●●さんまだ若いのですから。国の資金制度があるのですが、人材・・・何というのでしたっけ。そういう制度を使って年間 150 万貰って、経営をゆとりがあるような気持ちで経営してもらって、一農業人になってもらいたいと、そういう趣旨なのですが、そういう制度は使いますか。

○●●●●氏

その制度なのですけれども、使いたいとは思ったのですけれども、私、数年前から農作物を販売しているということで、制度は使えないということなので、自分でこれからなんとか経費確保してやっていきたいと思っていました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか、佐藤委員。

はい、堤委員。

○13 番（堤武久委員）

13 番堤です。私、宮田地区で●●さんの畑も使っています。それで、良かったなあと思って。畑作る人が来て、●●さんの 5 反歩くらいの面積になるのです。畑作ってもらって、きれいになっているし、ハウスも新しく、良かったなという感じはあります。頑張ってもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった所有権移転 122 番を除く本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、議事参与制限があった所有権移転 122 番を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第 134 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局
本案につきましては、担当課の農業政策課から農業振興地域整備計画の変更について説明があります。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
それでは、まず自己紹介をしていただいて、青森農業振興地域整備計画の変更案の説明をお願いいたします。

○農業政策課 吉田真知子技師

農業政策課の吉田と申します。昨年度に引き続き農業振興地域整備計画の担当をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。皆様のお手元に、右上に議案 134 号関係資料ということで、青森農業振興地域変更案、ホチキス止めしたもの一つあると思います。一枚めくっていただきまして、今回なのですけれども、先々月 2 月に一度この場で一度審議していただきました、荒川中部と上野と三本木、滝沢のほ場整備の関係と株式会社やましめさんの除外の関係のうち、三本木、滝沢地区のほ場整備に関しまして、ほ場整備の実施をする土地、地区を拡張したいということで、申出の変更がありましたので、東岳地区に関しまして農振農用地に編入する土地が 2 筆増加しまして、前回審議いただいた内容と合わせまして、東岳で 0.7ha 農用地区域が増加するという計画になっております。

一枚めくっていただきまして、青森農業振興地域整備計画の土地利用計画の図面、黄色い図面ありますけれども、オレンジ色に色がついている部分が前回審議していただいた部分でして、真ん中の方に赤く「編入 (追加)」と囲まれた部分がありますけれども、ここが、今回ほ場整備する上で追加したいと言われた土地でして、ここも合わせて編入するという計画になっております。

もう一枚めくっていただきまして、変更案の資料と表紙がありまして、更に一枚めくっていただきまして、変更の概要なのですけれども、農用地区域への編入ということで、県営の三本木、

滝沢地区のほ場整備事業に係るということで、三本木、滝沢地区ほ場整備組合の方から、編入の申し出がありました。編入する土地は、一枚めくっていただきまして、一覧ありまして1番から12番まであります。1番から10番が2月にすでに審議いただいている土地。11番、12番が今回追加される土地2筆、二段構成の土地になります。その他、申出の内容等は前回とほとんど変更なし。事業の区画整理の面積が精査した事で前回と若干変更になっていますけれども、内容としては変更ありません。

最後は航空写真、現況写真ということで、縦で見ていただいて右の方、赤く塗られている現況田んぼになっている部分なのですけれども、2筆を農用地区域に編入するというものです。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、農業政策課が行った説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、それでは、農業政策課が行った説明内容について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、報告第86号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で1件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）
報告第 87 号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 10 件となっております。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）
報告第 88 号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 14 件でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）
報告第 89 号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で2件でございます。非農地証明につきましては、同規定により交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他に何かありますか。

(前回の月例総会で議案第121号、申請番号149番の審議の際に委員から質問のあった、畑地耕作者は果樹耕作者から作付管理等に関する同意書を徴収するという条件付けは可能かどうか質問があった件について回答)

(次回の月例総会は5月11日(月)午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第25回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。